

全国高等学校家庭科技術検定委員会規約

第 1 章 総 則

第1条 本会は、公益財団法人全国高等学校家庭科教育振興会（以下「振興会」）定款第40条に基づくもので、全国高等学校家庭科技術検定委員会と称する。

第2条 本会は、振興会定款第4条4号の事業を行うことを目的とする。

第3条 本会の事務所は、振興会の事務局内に置く。

2 本会の円滑な事業実施を目的に、各都道府県に検定代表理事校を置く。

第 2 章 構 成

第4条 本会は、高等学校長及び家庭科教員等をもって構成する。

第 3 章 役員及び理事等

第5条 本会に次の役員を置く。

(1) 代 表 1名

(2) 副代表 若干名

(3) 技術検定代表理事 原則、各都道府県1名

2 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第6条 代表は、振興会理事長が兼務し、会務を統理する。

2 副代表は、技術検定本部委員会委員長を充て、代表を補佐する。代表に事故あるときは、これを代行する。

3 技術検定代表理事は、検定代表理事校の校長が務め、各都道府県の検定事務を統理し、検定事業を推進する。また、その職務執行のため、代表は、技術検定代表理事会を開催する。

第7条 本会に顧問を置き、振興会の顧問をこれに充てる。

2 顧問は、会務全般にわたり指導助言に当たる。

第8条 本会の事務は、振興会の事務局職員が兼ねるものとする。

第 4 章 専 門 委 員 会

第9条 本会に次の専門委員会を置く。

(1) 指名委員会

(2) 技術検定本部委員会（以下「本部委員会」）

(3) 技術検定全国専門委員会（以下「全国専門委員会」）

(4) 技術検定課題検討委員会（以下「課題検討委員会」）

第10条 指名委員会は、代表、振興会常務理事、振興会事務局長で構成し、本部委員会委員長及び委員、全国専門委員を決定する。

2 本部委員会は、家庭科を専門とする高等学校長及び家庭科教員等で構成し、技術検定の作問及び研究評価を行う。会務内容により次の6つの部で構成し、それぞれに委員長と主任を置く。ただし、委員長は高等学校長とし、各部の委員長を兼務することは妨げない。また、技術検定の円滑で適正な実施のため、学識経験者を監修として置く。

(1) 被服製作作問部

(2) 被服製作研究評価部

(3) 食物調理作問部

(4) 食物調理研究評価部

(5) 保育作問部

(6) 保育研究評価部

3 全国専門委員会は、代表、本部委員会委員、全国専門委員で構成し、技術検定の評価や運営について研鑽するとともに、技術検定の円滑で適正な実施を推進する。

4 課題検討委員会は、代表、振興会常務理事、本部委員会委員長、振興会事務局長で構成し、振興会理事長の委嘱を受けて、検定試験の実施、運営、推進についての課題を検討する。

第11条 技術検定を実施・推進するために必要あるときは、代表が別に専門委員会を設置することができる。

第 5 章 付 則

第12条 本会の運営に必要な細則及び委員の選出に関する細則は、別にこれを定める。

第13条 本規約は、平成29年10月13日から施行する。

*平成30年5月21日一部改正

全国高等学校家庭科技術検定委員会の委員選出に関する細則

第1条 技術検定本部委員

- 事務局は、全国専門委員または全国専門委員を経験した者、検定代表理事校業務を担当した者など、意欲と指導力のある教員を、当該教員の所属高等学校長の承認を得て技術検定本部委員（以下「本部委員」）として選出する。
- 本部委員の人数及び選出については、概ね次のとおりとする。

(1) 被服製作作問部（5名）、食物調理作問部（5名）	合計 10 名
全国6ブロックから各1名及び全国区から4名	
(2) 被服製作研究評価部（10名）、食物調理研究評価部（8名）	合計 18 名
全国6ブロックから各2名及び全国区から6名	
(3) 保育作問部及び保育研究評価部	合計 14 名
全国6ブロックから各1名及び全国区から8名	

※全国区からの選出は、東京近隣地域からが望ましい。
ただし、技術検定研究大会の開催都道府県になった場合には、開催年の前年度または前々年度等、必要に応じて弾力的にその都道府県に複数の本部委員を置くことができる。
- 任期は、3～4年を目安とする。
- 本部委員は、指名委員会で決定し、理事長が委嘱する。

第2条 技術検定全国専門委員

- 各都道府県の家庭科技術検定代表理事（以下「検定代表理事」）は、指導実績のある教員を当該高等学校長の承認を得て技術検定全国専門委員（以下「全国専門委員」）として推薦する。
なお、全国専門委員は検定代表理事校から少なくとも1名を含むことが望ましい。
- 推薦人数は各都道府県より、原則として次の3名とする。
被服製作1名、食物調理1名、保育1名
- 任期は、3～4年を目安とする。
- 全国専門委員は、検定代表理事の推薦をもとに指名委員会で決定し、理事長が委嘱する。

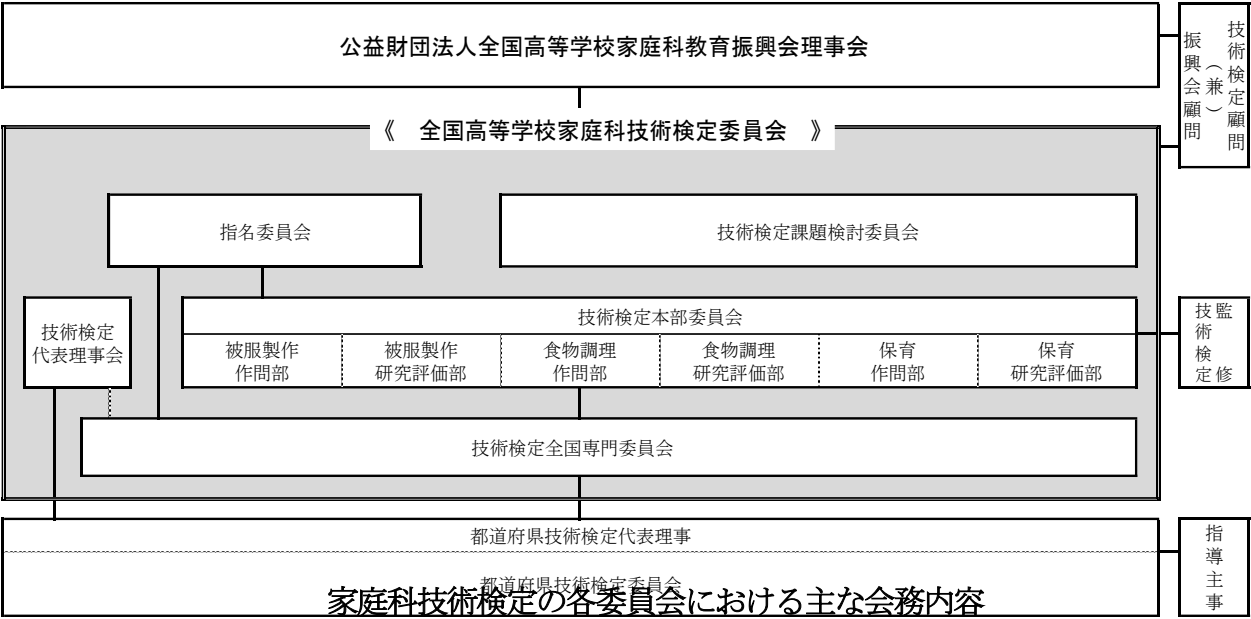
<付則>

- 本細則は、平成29年10月13日から施行する。
- 第2条1項及び2項は、令和5年8月28日から施行する。

【参考】家庭科技術検定におけるブロック区分は次の6ブロックとする。

- ◆北海道・東北〔北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島（1道6県）〕
- ◆関東〔茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨（1都7県）〕
- ◆北陸・中部〔新潟・富山・石川・福井・長野・静岡・愛知・岐阜（8県）〕
- ◆近畿〔三重・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山（2府5県）〕
- ◆中国・四国〔鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知（9県）〕
- ◆九州〔福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄（8県）〕

高等学校家庭科技術検定にかかる組織図



委員会名		会務内容
技術検定本部委員会	被服製作作問部 食物調理作問部	・筆記試験問題の研究・作成
		・問題集の検討・作成
		・全国専門委員会の具体的な立案（運営、整理、展示作品等）
		・被服製作・食物調理技術検定に関する課題の検討
	被服製作研究評価部 食物調理研究評価部	・実技試験問題の研究・作成
		・実施要項、評価基準の検討・作成
		・受検の手引き、採点表、実技試験についての連絡文の作成
		・全国専門委員会の具体的な立案（運営、整理、展示作品等）
		・被服製作・食物調理技術検定に関する課題の検討
	保育作問部	・筆記試験問題の研究・作成
		・問題集の検討・作成
		・全国専門委員会の具体的な立案（運営、整理、展示作品等）
		・保育技術検定に関する課題の検討
	保育研究評価部	・実技問題の研究・作成
		・実施要項、評価基準、実施上の注意等の検討・作成
		・全国専門委員会の具体的な立案（運営、整理、展示作品等）
		・保育技術検定に関する課題の検討
全国専門委員会	全国専門委員会	・家庭科技術検定の評価に関する研究協議
		・各都道府県の「評価講習会（評価研究会）」の立案・運営
		・評価の統一性・公平性の確保（全国専門委員会における協議内容の伝達）
技術検定課題検討委員会	技術検定課題検討委員会	・技術検定に関する諸課題の検討
		・家庭科教育及び技術検定の充実・振興
		・技術検定の社会的評価を高めるための方策の検討
		・全国高等学校長協会家庭部会及び 公益財団法人全国高等学校家庭科教育振興会技術検定各専門委員会との調整
		・その他